

土木工事に係る電子納品説明会

電子納品における取組みと 今後の方針について

2009年11月

山口県 土木建築部 技術管理課

1

CALS/ECについて

CALS (Continuous Acquisition and Life - cycle Support
: 継続的な調達とライフサイクルの支援)

・ ライフサイクル全般にわたる各種情報を電子化し、
様々な情報をネットワークを介して交換及び共有し、生
産性の向上等を図ろうとすること。

EC (Electronic Commerce: 電子商取引)

・ ネットワーク上で電子化された商取引のこと。

CALS/ECとは「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、
従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワー
クを活用して情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生
産性向上やコスト縮減等を実現するための取組みです。

2

山口県における CALS/ECの具体的な取組み

電子入札

電子納品

入札情報提供サービス

3

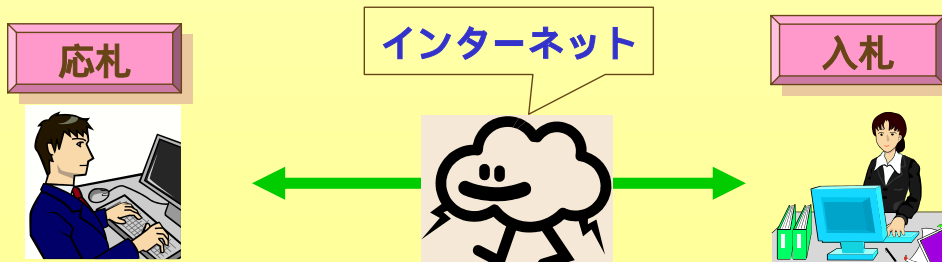
電子入札

平成17年度から一部運用開始

平成20年度から競争入札全てで運用中

平成21年度から競争入札全てで完全実施

今まで紙で行っていた入札を
インターネットとPCを使用して入札すること。
自社にいながら入札が可能。
また、入札結果もインターネットを使用し、
誰もが確認できる。



4

電子納品

業務委託：H19から運用開始

工事：H18から実証実験を実施

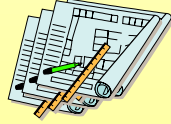
H20.10月から工事写真を必須として運用開始

工事完成図書や報告書
(最終成果)

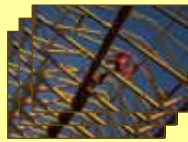
CD-Rなど、決められた
電子媒体に格納する



書類



図面



写真



電子化



ただ、電子化するのではなく
ルールに従う

5

入札情報サービス

- ・発注の見通し、入札公告、入札結果など実施中
- ・一般競争入札に付する工事は
発注図書の電子閲覧をH20年度から実施中

今までの入札情報の
入手方法



現地へ赴くと・・・
時間の浪費
移動コストの発生

これからの入札情報の
入手方法



インターネット使用
自社から入手(簡単)
一般の人でも閲覧可

6

山口県のCALS/EC スケジュール

年度 項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 ~
電子入札	工事請負 2億円以上 → 6千万以上	3千万以上	全工事対象		
	業務委託 2千万以上 → 1千万以上	300万以上	全業務対象		
電子納品	工事請負 実証試験	実証試験 ← →	実証試験 ← →	一般競争入札工事を対象 運用開始 (順次拡大)	
	業務委託 実証試験	実証試験 ← →	全業務対象 運用開始		
入札情報サービス (仕様書等の電子配付)			工事・業務	一般競争入札(工事・業務)を対象 電子配付開始	
電子納品保管管理システム			工事・業務	構築	運用開始

電子納品について

山口県土木建築部の進め方

9

電子納品の効果

省スペース・省資源

……保管スペースの削減、紙資源の削減

維持管理等への活用

……再利用、データ検索の迅速性

業務の効率化

……規格の統一化

品質の向上

……情報の伝達ミスや転記ミスの低減

電子納品の推進には、スムーズかつ
効率的に進めていく必要がある！！

10

電子納品を進める上での分析と方針

工事完成図書における電子化は浸透している

(デジカメ、ワープロ、表計算、CAD図 等)

工事写真は写真管理ソフトで殆どが作成

電子納品への移行がスムーズ

(印刷手間の排除、コスト削減、省スペース)

電子納品による負担軽減

「施工計画書」「打合せ簿」「施工管理資料」等は紙でのやりとりが必要であり、再度電子データの提出は2度手間

CAD図面の活用の必要性(利便性・将来活用)



当面は工事写真をメインとする

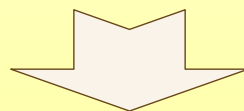
CAD図面による発注、協議、受取りを積極的に行う

普及課題と対策 (官・民協力)

積極的にトライしてもらおう仕組みが必要

受発注者とも、知識とスキルが必要

サポート体制が必要



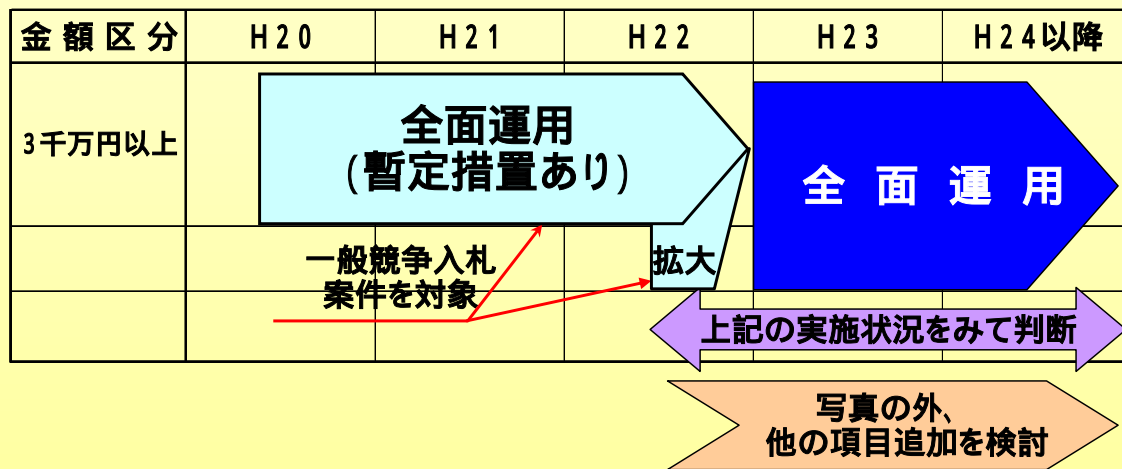
電子納品対象工事を幅広にし、実施者には、成績評定への加点を実施

受発注者への講習会等の継続的实施

ヘルプディスク等による質問対応や、情報提供

今後の移行方針案

土木工事の電子納品



**暫定措置: 電子納品を実施しないことができる
(書面による協議、監督職員の承諾が必要)**

13

今年度の電子納品の概要

- 一般競争入札工事は原則電子納品を実施
- 工事写真を必須
- 図面は任意だが、積極的に電子納品を実施
- 電子納品事前協議書に電子納品項目を記載
- 電子媒体はCD-R又はDVD-Rを2部提出
- 成績評価において加点
(写真と図面の両方を電子納品した場合も、写真のみを電子納品した場合と同じ点数を加点(追加加点はしない))
- 暫定措置あり
- 紙と電子の二重納品はしない
- H20.10.1以降入札公告する工事から適用

14

土木工事の電子納品実施要領

山口県土木建築部

15

電子納品の対象工事

土木建築部が発注する**一般競争入札**に付する
工事(営繕を除く。)を対象とする。

現在の一般競争入札対象案件

一般土木

3,000万円以上

舗装、法面、交通安全施設工

1,000万円以上

16

電子納品対象項目

(1) 必須項目

「工事管理ファイル」及び「工事写真」を必須とする。

(2) 任意項目

ア 図面

発注者が図面の電子データを提供することができる場合において、請負者は電子納品が可能であれば、積極的に電子納品を行うものとする。

イ その他

打合せ簿、施工計画書、施工管理資料等は、協議により電子納品の対象とすることができるものとする。

17

電子納品協議

請負者は、電子納品対象項目等の必要事項を記載した電子納品事前協議書(工事用)を提出し、協議するものとする。

CAD図面の取扱い

電子納品する際のCAD図面のファイル形式はSXF(SFC)とする。

施工途中におけるCAD図面使用時のファイル形式は受発注者間で協議して決めるものとする。

18

工事写真データ作成上の留意事項

電子納品する工事写真の作成は、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとし、写真管理項目の写真情報には、円滑な完成検査が実施できるよう、**必要度()**にかかわらず、**工種、種別、細別、測点、設計値、実測値などの必要事項は、漏れなく記入するものとする。**

代表写真は、**着工前、完成、各工種ごとの施工状況・完成が分かる代表的な写真**とし、**各々2～3枚抽出するとともに、検査時に閲覧できるようにしておくものとする。**

19

電子成果品の確認

請負者は、作成した電子成果品を電子媒体へ格納する前に、電子納品に関する要領・基準等に沿って作成されていることを確認するものとする。

提出する媒体及び部数

提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rとし、提出部数は**2部**とする。

電子媒体は必ず**ウイルスチェック**を行い、異常のないものを提出するものとする。

電子媒体及びケースには、**工事名称や作成年月等必要事項を記載するものとする。**

20

工事検査

工事検査における写真管理資料の確認は、**電子データを閲覧**して行うものとする。

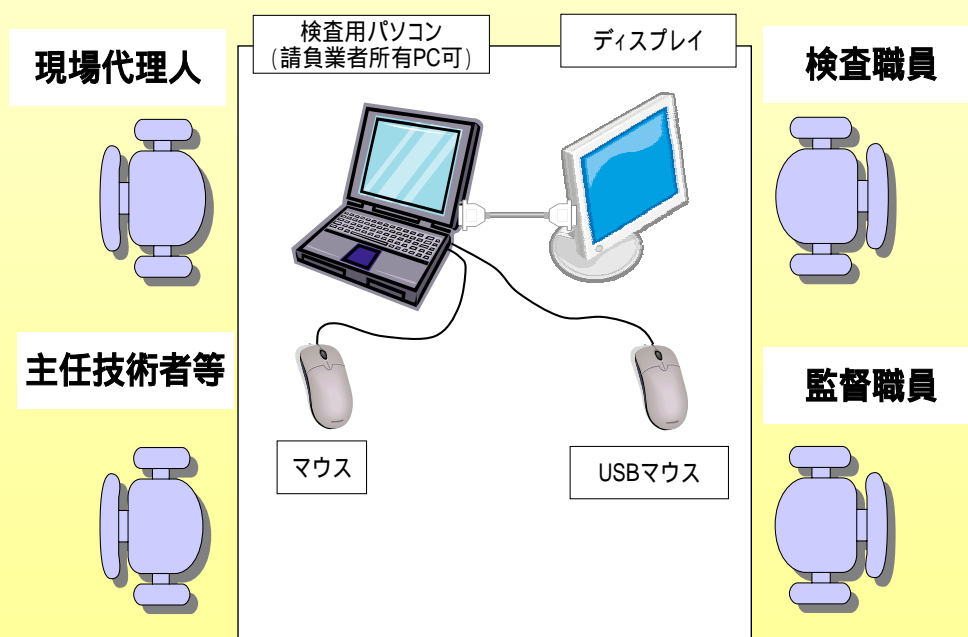
原則として、請負者は事前に電子成果品を監督職員に提出し、監督職員はこの内容を確認した上で、写真データをパソコンに入力して検査に臨むものとする。

なお、完成前の検査(**中間検査等**)における電子媒体はCD-R又はDVD-R以外(**USBメモリ等**)のものでも認めるものとする。

請負者が持参したパソコンでの検査は可能
特に年度末等で検査が重なる場合は監督職員と協議して決めてください。

21

電子検査イメージ



22

成績評定

電子納品を実施した工事については、**成績評定において加点評価するものとする。**

電子納品対象工事以外(指名競争入札等)で電子納品を行っても加点しない。

工事写真と図面の両方を電子納品した場合も、工事写真のみを電子納品した場合と同様に1点を加点する。(追加加点はしない)

電子納品作成費用

電子納品に必要な経費は共通仮設費率に含まれるものとする。

23

暫定措置

当面の間は、請負者から電子納品を実施することができない旨の書類の提出があった場合には、監督職員の承諾により、電子納品を実施しないことができるものとする。

その他

原則として、紙と電子の二重納品は行わないものとする。

電子納品に当たって、適用する手引き・要領・基準への適合が困難な場合など、疑義が生じた場合には、受発注者間で協議の上、解決するものとする。

24

問合せ等

電子納品の作成等に関する質問事項については、「電子納品ヘルプデスク」を活用するものとする。

平成21年度にヘルプデスクの問い合わせ先が変更になっています。

電話番号：082-256-3371

電話受付：平日 9:00 ~ 17:30

ホームページ：http://www.webcec.jp/cals_yamaguchi/
(ホームページから質問を受け付けます。)